一　保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字黒谷字岩下二七四七の三〇、二七四七の三一、二七四七の三九、二七四七の四〇、字西山二九六三の一五二、二九六三の三七七から二九六三の三九六まで、二九六三の三九八から二九六三の四〇六まで、二九六三の四二六から二九六三の四三三まで、二九六三の六九四、二九九四、二九九六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字貫気別三一の一五、三一の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道紋別郡湧別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道紋別郡湧別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道苫前郡苫前町字苫前四の一・一〇〇の一・一〇〇の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四の二、一〇〇の五

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）